

(ヒューマンヒルズ函南自治会) 2025.04.22

ヒューマンヒルズ函南自治会 「自主防災マニュアル」

2025.04.22 版

ヒューマンヒルズ函南自治会

目 次

1. はじめにー住民の皆様へのご願い	4
1.1. 自助としての備え	4
1.2. 共助、公助への協力	4
2. 自主防災に係る基本的な考え方	5
2.1. 対象地区	5
2.2. 基本方針	5
2.2.1. 自主防災の目的	5
2.2.2. 自主防災組織の組成	5
2.2.3. 自主防災組織の役割	5
2.2.4. 自主防災活動の目標	7
2.3. 自治会の役割と活動	7
2. 想定される災害と地区の特性	7
3.1. 想定される災害	7
3.1.1. 地震	7
3.1.2. 風水害	7
3.1.3. 土石流、地すべり、がけ崩れ等	7
3.2. ヒューマンヒルズ区の特性	8
3.2.1. 地形等	8
3.2.2. 耐震基準	8
3.2.3. 居住状況	8
3.2.4. 消防団	8
3.2.5. 広域避難所	8
3.2.6. 一次避難所	8
3. 防災マップ	10
4.1. 地震・土砂災害避難マップ	10
4.2. 液状化危険度分布図&土砂災害の種類	10
4.3. 避難手順等	10
4.4. 防災関連施設	10
4. ヒューマンヒルズ区自主防災組織	10
5.1. 自主防災組織	10
5.1.1. 自主防災会組織	11
5.1.2. 自主防災会の役割	11
5.2. 住民協力組織	12
5.2.1. 防災ブロック(班)編成	12
5.2.2. 防災ブロックと職務分担	エラー! ブックマークが定義されていません。
5. 避難	13
6.1. 避難勧告及び指示	13
6.2. 自主防災本部の設置	13
6.3. 災害発生時の行動	14
6.3.1. 災害時の避難及び避難場所	14
6.3.2. 避難誘導	15
6.4. 安否確認	15

6.5.	一次避難所の設営及び安全管理	15
6.	防災訓練	16
7.1.	防災訓練の目的	16
7.2.	防災訓練の実施	16
7.2.1.	防災訓練の内容	16
7.2.2.	防災訓練の実施	16
7.	防災計画の見直し	16
8.	災害への備え	18
9.1.	非常持出品	18
9.2.	非常備蓄品	19
9.3.	情報の入手	19
9.4.	災害時の連絡手段	19
9.4.1.	災害用伝言サービス	20

図 表 番 号

表 1	自助として備えるべき項目	4
表 2	共助・公助への協力	4
表 3	自主防災組織の果たすべき役割	5
表 4	自主防災活動の目標	7
表 5	ヒューマンヒルズ区一次避難所	8
表 6	ヒューマンヒルズ区自主防災会の役割分担一覧	12
表 7	ヒューマンヒルズ区の防災ブロック（班）編成	12
表 8	職務分担と防災ブロック .. エラー! ブックマークが定義されていません。	
表 9	災害種類ごとの避難場所	14
表 10	避難所安全管理指針	15
表 11	主な防災訓練	16
表 12	防災訓練の実施方法	16
表 13	防災計画の見直し手順	17
表 14	非常持出品一覧	18
表 15	非常備蓄品一覧	19
図 1	ヒューマンヒルズ区避難所地図	9
図 2	ヒューマンヒルズ函南自治会（防災施設配置図）	10
図 3	ヒューマンヒルズ区の自主防災組織表(2023 年度)	11
図 4	情報伝達手段及び通信系統	13
図 5	災害発生時の避難の流れ	14

《参考文献》

- ・函南町ホームページ
- ・函南町地域防災計画（令和 2 年 3 月）
- ・ヒューマンヒルズ函南自治会自主防災会規約（2017 年 6 月）
- ・ヒューマンヒルズ函南自治会自主防災会の手引き（案）（2019 年版）

1. はじめにー住民の皆様へのお願い

1.1. 自助としての備え

防災にあたっては『自分の身は自分で守る』ことが最も有効かつ不可欠です。
住民の皆様には以下の備えをお願いします。

表 1 自助として備えるべき項目

項目	内容
安全対策	漏電対策、消火器の設置、家具の転倒防止等、家の中の安全対策
知識の習得	防災訓練への参加等による、自身および家族の身を守る知識の習得
準備	ライフライン停止に備えた、家庭内の食糧・飲料水の備蓄、簡易トイレの準備（7日間が目安）
安否確認	家族、親族を交えた安否確認方法の相談（災害用伝言ダイヤル、災害伝言板など）

1.2. 共助、公助への協力

災害時は被害を軽減するためには、住民自らが災害活動の担い手として活動することが肝要です。

住民の皆様には次の活動への協力をお願いします。

表 2 共助・公助への協力

項目	内容
共助	地区での防災活動及び災害時活動（共助）への協力
自治会内活動	自治会内での初期消火活動や救出作業
近隣サポート	近隣の要支援者、要配慮者に対する避難支援や自宅待機のサポート
調査への協力	周辺状況調査への参加
傷病者対応	病院への傷病者搬送、応急手当
炊出し、清掃	避難場所の設定および炊き出し、清掃
公助	防災機関の防災活動および災害時活動（公助）への協力

2. 自主防災に係る基本的な考え方

2.1. 対象地区

対象となる地区はヒューマンヒルズ函南区とします。

2.2. 基本方針

2.2.1. 自主防災の目的

地震や風水害等の大規模災害の発生に備え、住民自らが被害の事前防止や拡大防止に努めることを自主防災の目的とします。

2.2.2. 自主防災組織の組成

自主防災の目的を達成するため自主防災組織を組成します。

2.2.3. 自主防災組織の役割

自主防災組織の役割は次のとおりとします。

表 3 自主防災組織の果たすべき役割

項目	説明
防災知識の学習	正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用して啓発を行う
防災委員の活動	防災委員は住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画する
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することよりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る
防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定める
「自主防災組織台帳」の作成	自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等、設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成する ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災組織台帳 ※_避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める

項 目	説 明
避難所運営体制の整備	警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに町及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
防災訓練の実施	総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者、相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする

2.2.4. 自主防災活動の目標

当地区における災害対応は、以下の3点を目標としています。

表 4 自主防災活動の目標

災 害	目 標
地 震	震度6強に耐えうる地域づくり
火 災 ・ 人 災	初期消火及び避難誘導、救出、救護活動力アップ
風 水 害	災害時における地区孤立時の対応

2.3. 自治会の役割と活動

函南町自治会は自主防災組織を作り、最終的には一人一人が災害時に最善の対応ができるよう、住民の皆様への啓蒙活動や各種訓練に協力するものとします。

2. 想定される災害と地区の特性

3.1. 想定される災害

3.1.1. 地震

現在、函南町に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8クラスの東海地震、神奈川県西部を震源域とする地震があります。

3.1.2. 風水害

季節的に次の災害が想定されます。

- 4～5月 … 低気圧の通過に伴い、伊豆などで豪雨となる
- 6～7月 … 梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われる
- 8～10月 … 台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生する

3.1.3. 土石流、地すべり、がけ崩れ等

ヒューマンヒルズ区の一部が土砂災害（特別）警戒区域に指定されました（2018年11月9日）。

このため災害の発生が懸念される場合には町から避難の指示が出されます。

☞ （別添1）「土砂災害（特別）警戒区域 区域図」ご参照

3. 2. ヒューマンヒルズ区の特徴

災害に対する当地区の特徴は次のとおりです。

3. 2. 1. 地形等

函南町北部に位置し、標高 120m (中心部あたり) の丘陵地帯にある大規模盛土造宅地造成地 開発登録簿によれば平成 63 年 11 月 24 日に許可されている。

3. 2. 2. 耐震基準

耐震基準を満たした戸建て住宅により構成されており、大規模地震時も倒壊が少なく、基本的には自宅待機できる想定となっています。

3. 2. 3. 居住状況

2020 年 5 月時点で 119 世帯、人口 192 人 (除く、別荘利用世帯)、65 歳以上が約 65% を占めています。なお、全世帯のうち約 17% は別荘利用、5% は空き家となっています。

3. 2. 4. 消防団

函南町消防団には 1・2・3・5・6 の 5 つの分団があり、ヒューマンヒルズ区は第 3 分団の管轄区域に入っています。

第 3 分団の詰所は大竹にあり、消防車、救急車などの緊急車両の到着には時間がかかり、道路寸断は住民による消火活動が必要です。

☞ (別添 2)「消防団と自治会」ご参照

3. 2. 5. 広域避難所

ヒューマンヒルズ区の広域避難所は桑村小学校 (収容可能人数 54 名) です。

町の広域避難所である桑村小学校は直線で 500m 程度の距離で、町の支援場所となっている強みがありますが、道路は急坂でかなり迂回しており、高齢者の移動は難しい状況にあります。

また、桑原、大竹、冷川、函南、冷川団地、パサディナ区との共同利用となっており、大震災のときには避難できない場合も想定されます。

3. 2. 6. 一次避難所

ヒューマンヒルズ区的一次避難所は次のとおりです。

表 5 ヒューマンヒルズ区一次避難所

一次避難所	想定する用途
ヒューマンヒルズ 函南集会所	・災害発生時の自主防災本部設置場所 ・暴風雨時の一次避難 ・震災時の一次避難
ふれあい中央公園	・震災時の一次避難 ※_原則、ふれあい中央公園に参集する
ふれあい北公園	
ふれあい南公園	

図 1 ヒューマンヒルズ区避難所地図



※_避難所への移動は歩行困難者を除き徒歩とします。

3. 防災マップ

4. 1. 地震・土砂災害避難マップ

☞ (別添3)「地震・土砂災害避難マップ」ご参照

4. 2. 液状化危険度分布図&土砂災害の種類

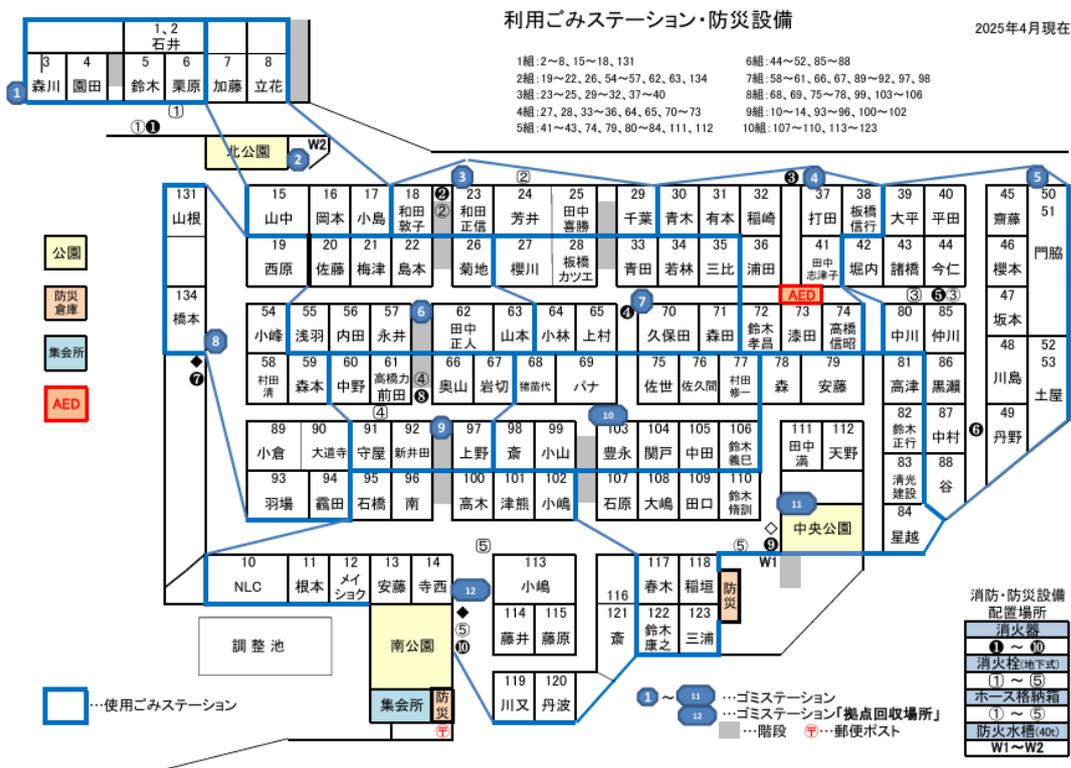
☞ (別添4)「地震・土砂災害用防災マップ」ご参照

4. 3. 避難手順等

☞ (別添5)『「いつ」・「どうやって」逃げるのかー地震編』ご参照

4. 4. 防災関連施設

図 2 ヒューマンヒルズ函南自治会 (防災施設配置図)



☞ (別添6)「防災用具等保管&配置一覧」ご参照

4. ヒューマンヒルズ区自主防災組織

5. 1. 自主防災組織

5.1.1. 自主防災会組織

「ヒューマンヒルズ函南自治会自主防災会規約（以下、自主防災規約という。）」
 第5条に基づき自治会長が（防災）本部長に就任し、同会長が役割分担ごとに班長（役員）を指名します。

別紙 「ヒューマンヒルズ区 自主防災組織表」（年度更新）をご参照

XXXX年度ヒューマンヒルズ区 自主防災会 組織表

役割分担	役割	班長(副)	担当者 XXXX年度
②_情報・避難誘導	情報の収集・伝達、住民の避難誘導	正	組
		副	
③_消 火	消火器・消火ホースによる初期消火	正	組
		副	
④_救護・救出	負傷者の救護・救出・応急手当	正	組
		副	
⑤_給水・給食	給水・給食活動	正	組
		副	

①_防災本部
本部長 _____ 組
副本部長 _____ 組
役割 全体の統括、各職務分担の対応状況確認および指示

担当者

本部長 … 自治会長
 副本部長 … 防災担当役員

班長 ※ … 上記以外の役員
 担当者 … 役員以外の会員
 ※ 別荘使用者は(正)となれない

ブロック分け

ブロック	所属(組)	個数
A班		
B班		
C班		
D班		
E班		

※ 個数は居住個数(除く、役員、別荘、販売用等)

参加総戸数→

5.1.2. 自主防災会の役割

自主防災規約第6条に基づき、役員の仕事は次のとおりです。

- 本部長は、防災会を代表し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行うほか、防災会の事務を総括する
- 副本部長は、各班長に活動を命令し本部長が不在時は、その職務を代行する
- 班長は、応急活動の陣頭指揮をとる
 具体的には下表のとおり。

表 6 ヒューマンヒルズ区自主防災会の役割分担一覧

役 割	作 業 内 容
防災本部	・情報を集約すると共に、各職務分担の対応状況を確認して各班長宛てに適切な指示を行う
情報・避難誘導	・住民の状況を確認・収集して防災本部に伝達する ・防災本部の指示に従って住民の避難誘導を行う
消 火	・災害本部の指示に従って、消火器・消火ホースによって初期の消火活動を行う
救助・搬出	・災害本部の指示に従って、負傷者の救護・搬出・応急手当を行う
給水・給食	・災害本部の指示に従って、住民への給水・給食活動を行う

5. 2. 住民協力組織

5. 2. 1. 防災ブロック（班）編成

住民の皆さんには防災組織の役割を分担するために、下表のとおりブロックに所属していただき、防災活動にご協力いただきます。

表 7 ヒューマンヒルズ区の防災ブロック（班）編成

ブロック（班）名	自治会での所属組	
A班		
B班		
C班		
D班		
E班		

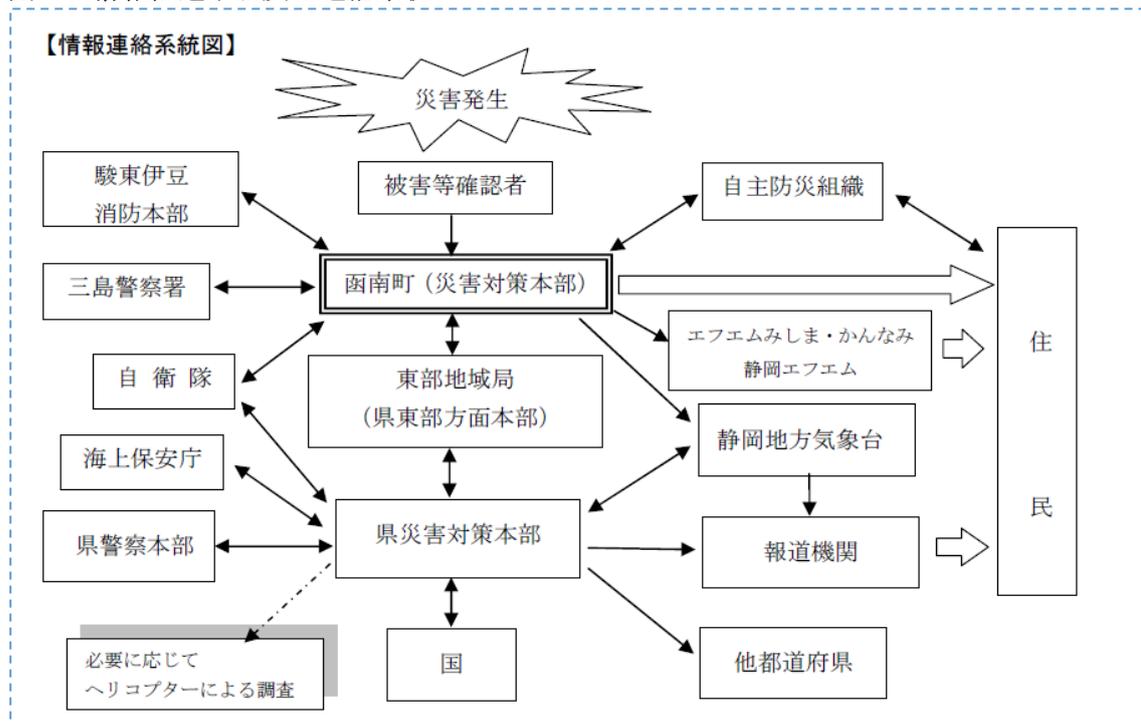
班構成は別紙 「ヒューマンヒルズ区 自主防災組織表」（年度更新）をご参照

5. 避難

6.1. 避難勧告及び指示

町長は、火災、山崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地域の住民に対して避難のための立退きの勧告、又は指示を行います。

図 3 情報伝達手段及び通信系統



6.2. 自主防災本部の設置

災害発生時および町長等から避難勧告及び指示がなされた場合、自主防災本部長（不在の場合は副本部長）は、各班長に対して直ちに自主防災本部の設置を示達します。

※_示達（連絡）は各班長（および副班長＜前班長＞）が所持しているトランシーバーを利用する

※_自主防災本部は原則、「集会所」に設置する
（集会所倒壊等の場合は「中央公園」に設置）

6.3. 災害発生時の行動

6.3.1. 災害時の避難及び避難場所

災害の種類ごとの避難場所は下表のとおりです。

表 8 災害種類ごとの避難場所

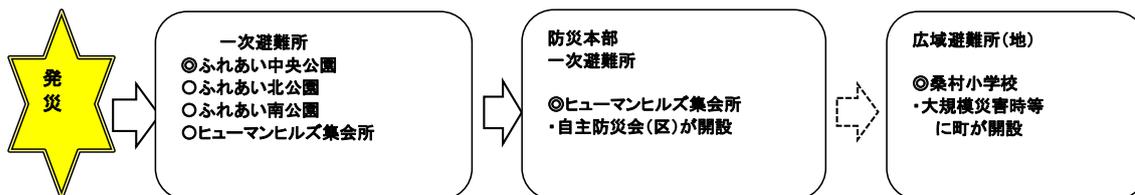
災害の種類	地震	火災	風水害
発災の形態	突発的		予報・勧告
避難勧告・指示等	ケースバイケース		あり
一次避難所	原則、中央公園（下段）【注1】		集会所
広域避難所【注2】	桑村小学校		

【注1】 地震・火災発生時は、原則「中央公園」に参集する
ただし、発生当初は最寄りの一次避難所に避難することを妨げない
※_中央公園は、自治会員全体が集合できる広さがあり、防災倉庫からの資機材（テント・仮設トイレ・発電機）等の展開に適している

【注2】 原則、広域避難所へは、自主防災本部の指示により一次避難所から移動する

★_風水害等予報が可能な災害については早めの避難が肝要です。

図 4 災害発生時の避難の流れ



6.3.2. 避難誘導

避難に当たっては、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者を優先した避難誘導を行う。

- ☞ 誘導に当たっては高齢者、障害のある人等の「要配慮者台帳」等を利用する

6.4. 安否確認

安否確認の実施に当たっては、要配慮者の動向に十分配慮する。

- ☞ (別添7) 我が家の安否連絡票 ご参照

6.5. 一次避難所の設営及び安全管理

災害状況に応じて「中央公園」乃至「集会所」に一次避難所を設営すると共に同所の安全管理を図る。

表 9 避難所安全管理指針

項目	指 針
人員配備	避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には適正な管理要員を配備する
人員の適正化	避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずる
情報連絡	常に、町災害対策本部と情報連携を行い、避難者に適切な情報を知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める
再避難経路の確保	火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努める
傷病人への対応	避難所内に傷病人がいることを認めた場合は、速やかに適切な処置を講ずる
物資の配給	給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないように努める
避難生活の運営	避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者を任命するとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する
健康相談の実施	保健師等による巡回健康相談を実施する
動物の飼育	避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する

6. 防災訓練

7.1. 防災訓練の目的

防災計画の実効性を担保するため、自治会及び自主防災会を中心して出来るだけ多くの住民が参加した防災訓練を実施します。

7.2. 防災訓練の実施

7.2.1. 防災訓練の内容

表 10 主な防災訓練

訓練	訓練項目
消火訓練	消火器操作、消火栓操作、可搬ポンプ、バケツリレーなど
避難誘導訓練	担架搬送、情報伝達
救出・救護訓練	梯子、ロープ、ラインサーチ、重量物除去
本部運営訓練	避難所設営(中央公園、集会所)、安否情報の収集、活動指示、
防災講習	防災知識、被災経験者講演、防災実技の習得
救命講習	心肺蘇生、AED操作、応急手当

7.2.2. 防災訓練の実施

表 11 防災訓練の実施方法

項目	実施方法・留意事項など
企画・決定	自主防災組織の職務分担毎の正副班長が担当職務別に同職務に関連する訓練内容の中から訓練実施項目を選んで訓練企画を立案する
実施日	前項の企画・決定に基づいて任意の日時を指定する ※_住民には「自治会からのお知らせ」等により事前に周知する
訓練参加者	住民は原則として所属するブロック(班)が担う役割分担に関係する防災訓練に参加する ※_ただし、所属するブロック(班)が担う役割分担以外の防災訓練にも自主的にご参加ください
取りまとめ役	防災訓練の取りまとめ役は担当する役割分担の班長とする

7. 防災計画の見直し

防災計画の見直しは、必要の都度すみやかに実施する。

表 12 防災計画の見直し手順

手順	見直し
①	自主防災会が中心となり見直（案）を作成する
②	自主防災会議を開催して自治会および有識者等で協議を行う
③	上記を反映した修正計画を作成して自治会役員の上承を得る
④	修正内容に基づき防災マニュアルを更新する
⑤	修正内容を住民に周知して徹底を図る

8. 災害への備え

9.1. 非常持出品

- ・非常持出品は、すぐ取り出せる場所にまとめて保管しておきましょう。
- ・家族構成に応じて必要なものを準備しましょう。乳幼児やお年寄りなどに特に必要なものがあれば付け加えておきましょう。
- ・保管状態や使用期限などをチェックして、必要に応じ、新しいものに交換しましょう。
- ・重すぎると避難に支障が出るので、必要最低限のものをまとめ、すぐに取り出せるところに保管しておきましょう。

☞ (別添7)「函南町防災マップ」 ご参照

表 13 非常持出品一覧

項目	持出品 (例)
貴重品	現金、預金通帳、印章、免許証、権利証書など。 番号もひかえておく。
タオル・下着 靴下など	下着、上着等の衣類やタオルなど。 衣類は燃えにくい素材のものを。
飲料水 非常食	カンパンや缶詰など火を通さなくても食べられるまのやレトルト食品、カップ麺など日持ちのするもの (7日分)、缶切り、栓抜きも忘れずに。
懐中電灯 携帯ラジオ	携帯ラジオ (AM、FM両方が聞けるもの)、懐中電灯など。 予備電池も用意。
救急医薬品 常備薬	ばんそうこう、傷薬、包帯、胃腸薬、持病のある方は常備薬、お薬手帳など。
その他	ティッシュ、軍手、ロープ、マッチ、洗面用具、生理用品、卓上コンロ、ビニールシート、ガムテープ、紙オムツなど。
我が家の 非常用持出品	上記のほか、我が家で必要な物品 ※ 家族で話し合って用意しましょう。

※_函南町防災マップは函南町役場 総務課の窓口で配布しています。

窓口へお越しになるのが難しい方は、郵送します。

☎ 055-979-8102

9.2. 非常備蓄品

災害復旧までの数日間を自活するための物。できれば7日間は自活できる量を用意しておきましょう。

表 14 非常備蓄品一覧

項目	内容
非常食	そのまま食べられるもの、簡単な調理で食べられるもの、アルファ化米やレトルトのごはん、缶詰やレトルトのおかず、インスタントラーメン、チョコレートなど、しょうゆや味噌などの調味料も準備しておくとう便利
水	飲料水と生活用水を用意する ※_飲料水は、1人1日3リットルが目安 生活用水はプラスチックのタンクなどにいれて保存しておく また風呂の水を次にはいるまでのこしておく習慣をつけると、いざというときに生活用水として利用できる
生活用品	カセットコンロと予備のガスボンベ、毛布、衣類、洗面用具、マスク、トイレトペーパー、ビニール袋、使い捨てカイロ、キッチン用ラップ、生理用品など
工具類	家屋が倒壊した場合などに備えて、救出活動に使えるスコップやバール、のこぎり、車のジャッキなどを用意しておく

9.3. 情報の入手

➤ かなみ安心情報メールの受信設定

かなみ安心情報メールは、災害時には情報伝達手段として非常に重要な役割を持っていますので、配信された情報を確実に受信するためにも、お持ちの各端末において受信許可設定(かなみ安心情報メール配信メールアドレス：kannami@sg-m.jp)をしておきましょう。

※_設定方法が分からない場合には、次の連絡先に電話して確認してください。

函南町役場 総務部 総務課 電話番号：[055-979-8102](tel:055-979-8102)

➤ 気象等の情報入手方法

☞ (別添8)「我が家の防災メモ、気象等の情報入手」 ご参照

9.4. 災害時の連絡手段

災害時は一般の通信手段がほとんど使えなくなる可能性が高く、出張や旅行中に震災が起これるとご家族と連絡が取れないという事態が起こることが考えられます。是非ご家族内で内容の把握を行い、緊急時の通信手段を取り決めておきましょう。

☞ (別添8)「我が家の防災メモ、気象等の情報入手」 ご参照

9.4.1. 災害用伝言サービス

NTT 西日本は災害用伝言サービスを提供しています。

災害用伝言サービスには、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言サービスダイヤル171(電話サービス)」とインターネットを活用する「災害用伝言版web171」があります。

☞ (別添9) の「災害用伝言サービス「171」&「web171」ご参照

以 上